

第2条の3 保安基準第1条第1項第13号の6ロの告示で定める方法は、第1号から第3号までに掲げる状態の特定小型原動機付自転車を、第4号により測定するものとする。

- 一 空車状態
- 二 外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態
- 三 車体外に取り付けられたたわみ式アンテナについては、これらの装置を取り外した状態。
- 四 直進姿勢にある原動機付自転車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値とする。（単位はcmとし、1 cm未満は切り捨てるものとする。）
 - イ 長さについては、特定小型原動機付自転車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
 - ロ 幅については、特定小型原動機付自転車の最も側方にある部分を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離